

福井県環境影響評価条例の見直しに関するポイント

1. 方法書の作成前の手続の創設

- ① 第一種事業を実施しようとする者は、計画の立案段階において、1または2以上の当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないものとする。
- ② ①の計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないものとする。
- ③ ②の配慮書を作成したときは、知事および当該事業の実施が想定される区域を管轄する市町長（以下「管轄市町長」という。）に対し、配慮書およびこれを要約した書類を提出しなければならないものとする。
- ④ 配慮書について環境保全の見地からの意見を有する者は、第一種事業を実施しようとする者に対し、当該意見を書面により述べるものとする。
- ⑤ 知事は、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- ⑥ ⑤の場合において、知事は、配慮書について管轄市町長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- ⑦ 第二種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができることとする。

2. 計画段階配慮事項に関する一般的な考え方

- ① 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模または建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- ② 位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるものとする。また、位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるものとする。
- ③ 計画段階配慮事項の調査、予測および評価は、設定された複数案および選定された計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）ごとに行うものとする。
- ④ 調査は、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報、調査の対象となる地域の範囲の気象、水象等の自然条件、人口、土地利用等の社会条件に関する情報を、原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、解析することにより行うものとする。
重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。
- ⑤ 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化または環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。
- ⑥ 評価は、調査および予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらと比較することを基本とする。

3. 方法書手続、準備書手続および評価書手続の改正

- ① 事業者は、知事および方法書に係る関係地域を管轄する市町長に対し、方法書を提出する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないものとする。
- ② 事業者は、方法書を作成したときは、方法書および方法書を要約した書類を、図書を縦覧している期間（一月間）、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。準備書および評価書においてもこれと同様とする。
- ③ 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとする。